

令和5年度 第2回 評議会の概要報告

開催日	令和5年10月26日（木）14：00～15：15
開催場所	みなとみらいグランドセントラルタワー9階 神奈川支部内会議室
出席評議員	澤田委員、多田委員、永野委員、中村委員、萩原委員、早坂委員、丸山委員、宮越委員 （五十音順）
議題	（1）令和6年度 平均保険料率について （2）令和6年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について （3）その他
議事概要 （主な意見等）	議題1. 令和6年度 平均保険料率について 事務局より議題1について説明 【議長】 令和6年度平均保険料率について、ご意見、ご質問をいただきたい。 【被保険者代表A】 収支差や準備金について、将来的にマイナスになることの説明はあるがマイナスになった際の対応案の説明がないため、先行きに不透明感を感じる。保険料率は下げてもらいたい、被保険者数の伸び率が急激に鈍化していることや、医療費も伸びているとのことであり、引き続き収支均衡に努めてもらい、平均保険料率を10%で維持することはやむを得ないと思う。 事業主・被保険者が現在の状況を理解できるように、引き続き分かりやすい丁寧な広報をお願いしたい。 【事務局】 1月に開催する評議会で、神奈川支部の都道府県単位保険料率について説明し、ご意見を頂戴することになる。その際に、周知広報の方法等についてもご意見を頂戴したいと思っている。 【事業主代表A】

単年度収支差は 2010 年以降黒字が続いており、準備金残高は確実に増えている状況で、予算規模に対して準備金が 50% 近くの規模まで膨れ上がっている。将来的に財政が厳しくなることは理解できるが、現在の準備金残高をどう評価しているのか、適正な準備金残高についての見解を伺いたい。

【事務局】

2010 年度以降の黒字については、2009 年度のリーマンショックと新型インフルエンザの流行などの影響による単年度収支差 4,900 億円の赤字を解消するため、保険料率を 8.2% から 9.34%、9.50%、10.00% と大幅に引き上げてきたことによるもの。今後、高齢者の占める割合が増加していくことが想定されることや、医療の高度化などによる医療費の変動など、不確定な要素が多く、運営委員会でも議論されているが、適正な準備金残高というのは設定が難しいと認識している。

【議長】

評議会の意見としては、「平均保険料率は10%維持もやむをえないが、準備金残高の適正水準については、可能な限りの説明を今後も行ってもらいたい。」といった意見でよろしいか。

【評議員一同】

異議なし

【議長】

続いて、保険料率の変更時期について、ご意見、ご質問をいただきたい。

【議長】

ご質問等はないようだが、保険料率の変更時期については、例年同様 4 月納付分（3 月分）からでよいという意見でよろしいか。

【評議員一同】

異議なし

議題 2. 令和 6 年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について

事務局より議題 2 について説明

【議長】

令和 6 年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について、ご意見、ご質問をいた

だきたい。

【被保険者代表A】

令和5年度よりビデオオンデマンド方式による健康講座の動画配信やオンラインによる歯の健康対策に関する健康講座を開始されており、利用者の利便性が非常に向上したものと評価している。今後も保健指導のオンライン化を進めるなど、健康づくりサポートのオンライン面での充実を図ってもらいたい。

【事務局】

ビデオオンデマンド方式は利便性が高く好評である。オンラインによる保健指導の実施については、次回の評議会でも状況を説明し、ご意見を頂戴したい。

【被保険者代表B】

マイナンバーカードの保険証利用について、メリット、デメリットがよく理解出来ていない。令和6年度の主な取組に「マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、制度に係る広報」があげられているが、積極的に取組を進めメリットを分かりやすく広報してもらいたい。

【事務局】

協会けんぽのホームページに、マイナンバーカードに関する特設ページを公開し、広報を開始したところである。今後は、各種広報媒体を活用した周知や、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会への広報の協力依頼など、様々な機会を活用しながら広報を積極的に分かりやすく実施していく予定である。

【学識経験者A】

禁煙や健康づくりは中々一人では実施できないものであり、他人からの指摘が大事である。かながわ健康企業宣言事業所数を増やし、事業所を通じた健康づくりの取り組みを推進することが医療費の適正化につながると思う。積極的にかながわ健康企業宣言事業所数を拡大してもらいたい。

【事務局】

現在1,200を超える事業所が事業に参加している。評議会でもご意見を頂戴しながら、かながわ健康企業宣言を更に推進していきたい。

【議長】

メンタルヘルス対策について、産業医もメンタルヘルス対策に取り組んでいると思うが、産業医との連携はあるのか。

【事務局】

協会けんぽの加入事業所の多くは、50名未満の事業所で産業医の設置義務がない。産業医のいない事業所をフォローするため、神奈川産業保健総合支援センターと連携してメンタルヘルス対策セミナーを実施している。

特記事項

- ・傍聴者 なし
- ・次回開催 令和6年1月予定